

保護者の方へ

令和8年度 就学援助制度のご案内

長泉町教育委員会

長泉町では町立小・中学校に在籍するお子様をお持ちで、経済的な援助を必要とするご家庭に、就学に必要な費用の一部を援助する制度を設けています。

援助を受けられるご家庭は、次のいずれかに該当する世帯です。申請後の審査で、教育委員会が学校長の意見を参考に前年の収入と併せて総合的に判断し、準要保護世帯として認定します。

- (1) 前年度または当該年度において、保護者が次のいずれかの措置を受けた者

 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
 - (イ) 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - (ウ) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - (エ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
 - (オ) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
 - (カ) 国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
 - (キ) 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免
 - (ク) 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
 - (ケ) 生活福祉資金の貸付け

(2) 上記のような措置を受けていないが、家庭の事情のために上記の場合と同じように困っている方（世帯の総所得が町の定める基準未満であること）

1 申請方法

(1) 提出書類

- ① 「令和8年度 就学援助費申出書（様式1）」…学校（事務室）にあります。
- ② 委任状（様式2）…審査に必要な個人情報の徴取に同意し、調査の一切を教育委員会に委任します。
- ③ 次のア～エいずれかの書類（該当の方のみ）

ア	児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書の写し
イ	遺族年金・障害年金を受給している方	年金証書や年金振込通知書の写し
ウ	4月1日～6月19日に申請の方で、 <u>令和7年1月1日現在において、長泉町以外に住所があった方</u>	生計を同じにする※18歳以上の方全員分の令和7年度（令和6年分）所得課税証明書または非課税証明書
	6月22日～翌2月19日に申請の方で、 <u>令和8年1月1日現在において、長泉町以外に住所があった方</u>	生計を同じにする※18歳以上の方全員分の令和8年度（令和7年分）所得課税証明書または非課税証明書

・生計を同じにする※…同居している場合、相互に何らかの経済的依存関係が存在することが推測されるため、たとえ世帯が別でも、生計は同じであるとみなされます（同番地に居住している場合等）。

(2) 提出先

お子様が在籍する学校

※学校長の意見書を徴するため、兄弟姉妹が別の小・中学校に在籍している場合は、それぞれの学校に申請する必要があります。

（裏面あり）

(3) 提出期限

4月認定は入学後、4月末日までに学校を経由して申請されたものが対象です。5月以降は随時申請を受付けますが、認定した月からの支給となります。最終認定日は翌年2月末日です。

4月1日から6月20日までに申請書を提出し、認定された対象者が7月以降分の就学援助費を受給するためには、再度申請が必要です。当該申請のご案内は認定後にさせていただきます。

2 援助費目と支給額について

援助される費目と支給額については、以下の表をご参照ください。

援助費目	対象学年	支給額	支給時期	備考
学用品費・ 校外活動費 (泊なし)	小1	13,230円(年間)	10月末・ 3月中旬	年度途中の認定者については、認定月からの支給となります。
	小2～小6	15,500円(年間)		
	中1	25,040円(年間)		
	中2、中3	27,310円(年間)		
学校給食費	小学生	費用なし		
	中学生	実費相当額 (※注意事項3を参照)		
新入学学用品費	新小1	一律 64,300円	2月 または 7月末	入学前に認定された方は2月、入学後4月に認定された方は7月に支給します。
	新中1(小6)	一律 81,000円		
修学旅行費	小6	実費 (23,000円程度)	10月末 または 3月中旬	修学旅行に必要な経費のうち、交通費・宿泊費・見学料などが支給対象となります。
	中3	実費 (61,000円程度)		
校外活動費 (泊あり)	小5、中1、中2	実費	10月末	修学旅行以外の宿泊を伴う校外活動に必要な経費のうち、交通費・宿泊費・見学料などが対象経費となります。
眼鏡購入費	全学年	上限10,000円 ※購入券発行	随時	学校検診の視力検査で受診勧告を受け、医師が眼鏡の使用を必要と認めた者(※店舗指定あり)

【注意事項】

- 1 上記は支給額の目安であり、実費負担額や国の基準を踏まえて変動する場合があります。
- 2 税申告がされていない場合は審査できません。
- 3 中学校の「学校給食費」は、就学援助認定後、無償提供となります。認定されるまでは給食費をお支払いいただき、その後、認定期間中の給食費としてお支払い済みの金額を保護者様に支給します。
- 4 学校徴収金の滞納がある場合は、申請者の同意のもと就学援助の支給額を滞納分に充てる場合がありますのでご了承ください。
- 5 婚姻等により、申請内容に変更がある場合は、新しい家庭状況で再申請してください。年度の途中でも再計算を行い、収入状況によって認定を取り消す場合があります。また、報告が遅れた場合は事由発生日に遡って計算し、返金していただく場合があります。
- 6 眼鏡購入費の助成について、眼鏡を購入する前に申請が必要です。
- 7 その他不明な点等がございましたら、学校または下記へお問い合わせください。

教育推進課教育総務チーム 就学援助担当(土屋)
電話: 055-989-5529